

阿波市木造住宅建築推進事業費補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 10 日告示第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、県産材及び市内の山林から生産され、かつ、市内の製材所で加工され、又は市内の木材流通業者から納品された木材（以下「市産材」という。）を使用して、新たに住宅を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で阿波市木造住宅建築推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市産材の需要拡大、市内木造住宅建築関係事業の活性化及び定住の促進を図ることを目的とし、その交付について、阿波市補助金交付規則(平成 17 年阿波市規則第 38 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅)

第 2 条 この告示において、補助金の交付対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 県産材及び市産材を別表に定める主要部材の 60 パーセント以上使用して建築し、かつ、住宅部分の床面積が 40 平方メートル以上 280 平方メートル以下の木造専用住宅又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅部分が占める併用住宅
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等関係法令の基準を満たしている木造住宅
- (3) 市内に住所若しくは事務所を有する建築士が設計及び工事監理を行う木造住宅
- (4) 市内に住所若しくは事務所を有する大工若しくは工務店により建築される木造住宅

(補助対象者)

第 3 条 この告示において、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住している又は居住予定の者で、自己の居住の用に供するため前条に規定する補助対象住宅を新築するものであること。
- (2) その同居する者全てが市税等に滞納がない者であること。
- (3) その同居する者全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金額の算定及び限度額)

第 4 条 補助金の額は、使用された木材の材積に 3.3 平方メートル（1 坪）当たり 1 万円を乗じて得た額とし、50 万円を限度とする。この場合において、算出された

額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、阿波市木造住宅建築推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ阿波市木造住宅建築推進事業変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の変更を伴う補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 市産材の使用率を変更しようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ阿波市木造住宅建築推進事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに阿波市木造住宅建築推進事業実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該補助対象住宅を設計し、及び工事監理を行った建築士が作成した市産材を使用した建築である旨の阿波市木造住宅建築証明書(様式第5号)

(2) 製材業者又は木材流通業者が作成した市産材を納品した旨の市産材納品証明書(様式第6号)

(3) 森林組合又は山林事業者が作成した市産材を納入した旨の市産材納入証明書(様式第7号)又は徳島県木材認証機構の発行する「産地認証」証明書

(4) 建築契約書等の写し

(5) 住民票の写し

(6) その他市長が必要と認めた書類

(事業の検査)

第10条 市長は、補助事業者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

2 検査員は、現地において当該補助対象住宅の建築状況を確認するとともに、市産材使用率計算書、建築証明書、納材証明書、木材納入証明書等により当該補助事業の適否を判定するものとし、適当と認められた場合は、検査調書（様式第8号）に阿波市木造住宅建築推進事業検査復命書（様式第9号）を添付して、市長に報告するものとする。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、検査員から事業が適正に完了した旨の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは補助金額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、検査員から適正と認められない旨の報告を受けた場合は、補助事業者には是正措置を講じるよう命じ、その措置を確認の上、前項に規定する事務処理を行うものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、阿波市木造住宅建築推進事業費補助金請求書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（1） この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2） この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正な行為があったとき。

（4） その他市長が必要と認められたとき。

（関係書類の保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第2条 関係）

主 要 部 材
土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱 はり、筋かい、桁、小屋束、棟木、母屋 垂木、野地板、床下地板